

障害者雇用納付金及び障害者雇用調整金の額の設定の基準となる 数値の算定について

○ 単位調整額の算出根拠の概要

障害者雇用納付金（以下「納付金」という。）に係る調整基礎額については、基準雇用率に達するまで身体障害者、知的障害者又は精神障害者（以下「対象障害者」という（※））を雇用するものとした場合（①）に、また、障害者雇用調整金（以下「調整金」という。）に係る単位調整額については、基準雇用率を超えて対象障害者を雇用した場合（②）に、それぞれ対象障害者1人につき通常必要とされる1か月当たりの特別費用（対象障害者を雇用するために特別に必要とされる費用）の額の平均額を基準として定める旨規定されている。

※障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）における第54条関係の規定の施行後

実態調査に基づき、雇用率に関係なく対象障害者1人の雇用に伴う1か月当たりの特別費用額の平均を求めると40,400円となる。

次に、通常対象障害者の雇用数が増加するに応じて、1人当たりの特別費用の額が逡減する実態にあることから、実態調査をもとに、平均的規模の企業をモデルとして①及び②の特別費用及びその格差を算出すると、次の通りとなる。

①の費用は1.296倍、②の費用は0.679倍

従って、調整基礎額（納付金）及び単位調整額（調整金）は次のとおりである。

* 調整基礎額（納付金）

[1か月当たり特別費用の額の平均額]	[格差]	[調整基礎額]
40,400円	× 1.296倍	= 52,350円
		≒ <u>50,000円</u>

* 単位調整額（調整金）

[1か月当たり特別費用の額の平均額]	[格差]	[単位調整額]
40,400円	× 0.679倍	= 27,430円
		≒ <u>27,000円</u>